

選挙管理委員会規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第6条、第27条及び第28条に基づく代議員、理事・監事及び理事長・常務理事選出の選挙事務を行うため、選挙規程による選挙管理委員会（以下、管理委員会という。）を置く。
- 2 管理委員会は、役員以外の会員から理事長が指名した委員をもって組織する。
 - 2 委員長は、委員の互選により決定する。
 - 3 委員は、病気・海外渡航等やむを得ない事情により職務を行うことができないときは、その任を辞退しなければならない。
 - 4 前項の事由により委員に欠員が生じたときは、ほかの会員をもって補充することができるものとする。
- 3 管理委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって会議を開き議決することができる。
 - 2 管理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 開票立会人は、第3条の委員のうち若干名をもってあてる。
- 5 管理委員会は、選挙の結果を総会に報告する。
- 6 委員の任期は、総会開催日までとする。
- 7 その他、本規程による選挙の実施に必要な事項は、管理委員会がその都度これを定める。
- 8 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成16年6月6日より施行する。
- 2 本規程の改正は、平成22年6月20日より施行する。
- 3 本規程は、平成23年4月1日より施行する。
- 4 本規程の改正は、平成25年3月25日より施行する。
- 5 本規程の改正は、平成27年6月21日より施行する。
- 6 本規程の改正は、平成28年3月22日より施行する。